

第1章 計画策定にあたって

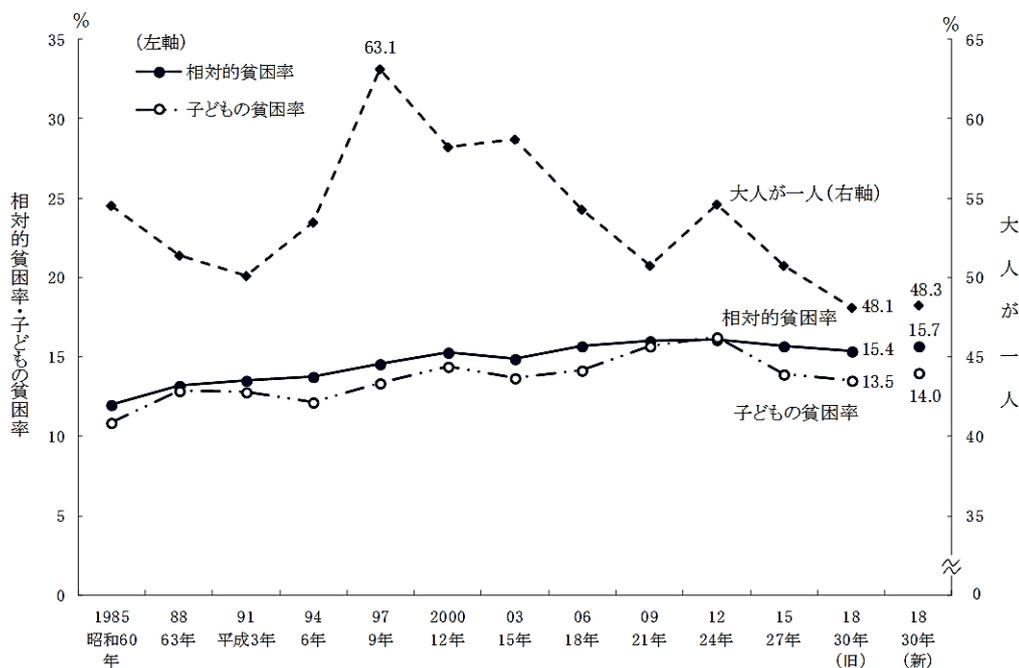
1. 計画策定の背景

(1) 子どもの貧困の状況

厚生労働省の令和元年「国民生活基礎調査」によると、平成30年の貧困線（等価可処分所得の中央値の半分）は127万円となっており、この貧困線に満たない世帯にいる18歳未満の子どもの割合である「子どもの貧困率」は13.5%で、平成27年の同調査の貧困率13.9%から大きな改善は見られず、約7人に1人が貧困状態にあるという結果が示されています。なお、OECDの所得定義の新基準（可処分所得の算出に用いる拠出金の中に、新たに自動車税等及び企業年金を追加）に基づき算出した「子どもの貧困率」は14.0%となっています。

子どもを取り巻く環境は依然として厳しい状態にあり、家庭の貧困状況が世代を超えて連鎖してしまうことが大きな社会問題にもなっています。家庭の経済的困窮その他の様々な要因により、子どもたちの成長や学びに必要な社会的・文化的な経験の機会や必要な支援が受けられず、一層困難な状況に置かれることのないよう、将来を担うすべての子ども達が健やかに育ち、自立できる社会の実現が必要です。

貧困率の年次推移



- 注：1) 1994（平成6）年の数値は、兵庫県を除いたものである。
2) 2015（平成27）年の数値は、熊本県を除いたものである。
3) 2018（平成30）年の「新基準」は、2015年に改定されたOECDの所得定義の新たな基準で、従来の可処分所得から更に「自動車税・軽自動車税・自動車重量税」、「企業年金の掛金」及び「仕送り額」を差し引いたものである。
4) 貧困率は、OECDの作成基準に基づいて算出している。
5) 大人とは18歳以上の者、子どもとは17歳以下の者をいい、現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。
6) 等価可処分所得金額不詳の世帯員は除く。

資料：令和元年国民生活基礎調査（厚生労働省）

(2) 国の動向

○子どもの貧困対策の推進に関する法律(平成 25 年 6 月)

この法律は、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るために、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的に制定されました。

○子供の貧困対策に関する大綱(平成 26 年 8 月)

「子供の貧困対策に関する基本的な方針」「子供の貧困に関する指標」「指標の改善に向けた当面の重点施策」を中心に対策が示されました。

○生活困窮者自立支援法(平成 27 年 4 月)

生活困窮者が生活保護に至る前のセーフティネットとして「自立相談支援事業」の実施、「住宅確保給付金」の支給が市の責務として明示されました。また、「就労準備支援事業」「一時生活支援事業」「家計改善支援事業」などを規定し、市町村に対して事業展開が求められています。

○子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律(令和元年 6 月)

法律の目的に、将来だけではなく「現在」の子どもへの対策も必要であることが明記されました。基本理念では、年齢等に応じて子どもの意見が尊重されること、子ども等の生活、取り巻く環境の状況に応じて包括的かつ早急に施策展開されること、貧困の背景にさまざまな社会的要因があること等を踏まえ対策を推進することが示されました。

○子供の貧困対策に関する大綱改訂(令和元年 11 月)

子供の貧困対策に関する基本的な方針、分野ごとの基本方針の中で、「すべての子供が夢や希望を持てる社会を目指す」こと、「親の妊娠・出産期から子供の社会的自立までの切れ目のない支援体制を構築する」こと、「支援が届いていない、又は届きにくい子供・家庭に配慮して対策を推進する」こと、「地方公共団体による取組の充実」などの新たな項目が追加され、対策の強化がうたわれています。

(3) 県の動向

埼玉県においては、第 4 期となる「埼玉県子育て応援行動計画(令和 2~6 年度)」を策定し、子ども・子育て分野において事業を推進しています。この計画は、『「すべての子供の最善の利益」を目指し、「子育て」「親育ち」の支援や地域全体での子育て支援を通じて、子供を産み育てることに希望を持てる社会づくり』を基本理念としているもので、第 2 章「施策の展開」の中で、「5 子供の貧困対策の推進、配慮を要する子供への支援」を施策の柱として掲げています。さらに、具体的な施策として①「子供の貧困」対策の推進、②ひとり親家庭への支援、③障害児への支援、④一人ひとりの状況に応じた支援を挙げ、その取組みについて明らかにしています。中でも「子ども食堂など子供の居場所づく

りの支援」に力を入れ、社会全体で「子どもの貧困」対策を推進していく機運を醸成するために社会貢献団体や個人の活動を繋ぐ「こども応援ネットワーク埼玉」を立ち上げ、県民の社会貢献活動の推進を図るとともに、貧困の連鎖の解消を目指し、生活困窮世帯及び生活保護世帯の中高生を対象とした学習支援事業を積極的に推進しているところです。

2. 計画の趣旨

(1) 計画策定の目的

子どもの将来が、生まれ育った環境に左右されることなく、すべての子どもたちが自分の目標に向かって努力できる環境を整え、貧困による負の連鎖を断ち切ることを目的として、施策の内容や方向性・目標を明らかにし、貧困対策を総合的に推進するため「上尾市子どもの貧困対策計画」を策定しました。

(2) 計画の位置づけ

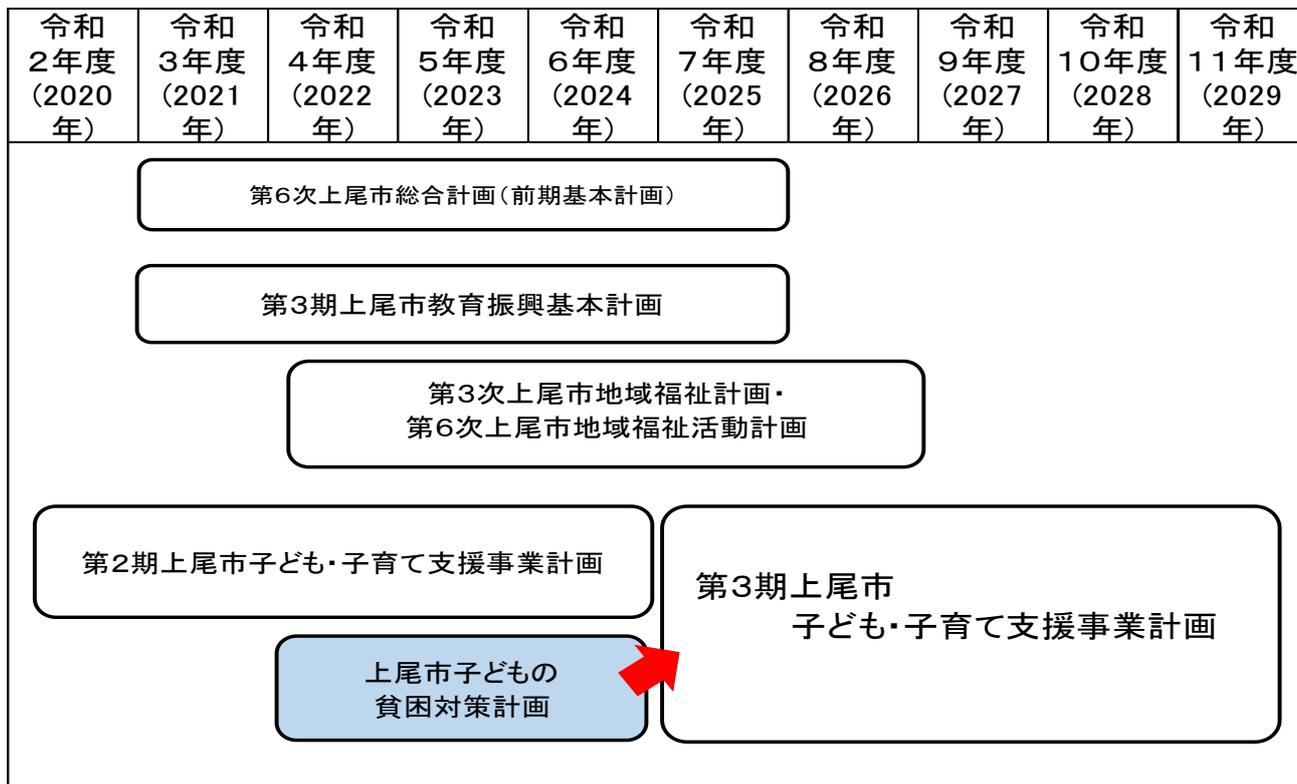
本計画は、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」「子供の貧困対策に関する大綱」及び「埼玉県子育て応援行動計画」を踏まえ、地域の実情に応じた支援施策を推進するための計画として位置づけます。

本計画の策定にあたっては、市の最上位計画である「上尾市総合計画」及び市の子育て支援施策を総合的に推進する「上尾市子ども・子育て支援事業計画」のほか、「上尾市地域福祉計画」「上尾市教育振興基本計画」との整合性を図ります。

(3) 計画期間

本計画の期間は、令和4年度から令和6年度までの3年間とします。本計画の「目指すべき姿」を具現化するために、施策の柱を掲げ、具体的な事業を展開します。また、事業の効果を測るため、代表的な事業などを指標として、その進捗状況を毎年調査し、公表します。なお、社会情勢の著しい変化が生じた場合など、必要に応じて見直しを行います。

令和7年度以降については、「上尾市子ども・子育て支援事業計画」の中の1つの章として合体させ、子ども・子育て分野を一体的に進行管理していく予定です。



(4) 計画の対象

子どもの年齢については、児童福祉法に基づき、原則として18歳の年度末までを対象としますが、事業によっては20歳前後までを対象としたものもあることから、柔軟に対応します。

(5) SDGsの達成に向けた取組の推進

平成27年9月の国連サミットにおいて、「誰一人取り残さない」社会の実現をめざし、令和12年までの国際目標としてSDGs（持続可能な開発目標）が採択されました。17の目標・169のターゲットから構成されており、中でも1番目の「貧困をなくそう」、3番目の「すべての人に健康と福祉を」、4番目の「質の高い教育をみんなに」は、子どもの貧困対策の理念に繋がるものです。SDGsの達成に向けて、市民、企業、行政等のあらゆる関係者が協力して取組を進めていく必要があります。自治体にも大きな役割が期待されております。

上尾市は、SDGsを踏まえて、子どもの貧困対策を推進していきます。

